

令和5年度代表者等日帰り人間ドック実施要領

広島県自動車販売健康保険組合

1. 目的

事業所代表者等の生活習慣病の早期発見及び健康管理意識の高揚を図ることにより、その健康の保持増進に資するため、日帰り人間ドックを実施する。

2. 代表者等日帰り人間ドックの実施対象者

・代表者等日帰り人間ドックの対象者は次のとおりとする。

事業所代表者及び組合会議員とその配偶者で、日帰り人間ドックを希望する者。

また、付加検査として、子宮癌検査、乳癌検査、肝炎ウイルス検査（B型・C型）、前立腺特異抗原検査（50歳以上）。(別紙4－3、4－4参照)

3. 実施機関

別表のとおり

4. 代表者等日帰り人間ドックの実施期間

令和5年4月から令和6年2月までの間とする。

但し、当健康保険組合が止むを得ないと認める場合は令和6年3月の実施も可能とする。

5. 代表者等日帰り人間ドックの内容及び結果通知等

(1) 内容

別紙2－1「日帰り人間ドックの基準」のとおり。

(2) 結果の通知

実施機関より、結果通知書を交付する。

6. 代表者等日帰り人間ドックの費用負担

「日帰り人間ドック委託契約書」に定める費用とし、全額を当健康保険組合負担とする。

7. 代表者等日帰り人間ドックの申込み

(1) 一般健診を受検する者

別紙3－1「代表者等日帰り人間ドック申込書」により、当健康保険組合へ申込みする。(当健康保険組合より、折り返し別添様式による「受診カード」を発行する。)

(2) 肝炎ウイルス検査（B型・C型）を受検する者

検査を希望する者は、別紙2－5「肝炎ウイルス検査（B型・C型）申込書」を検査当日に実施機関受付窓口へ提出すること。

(3) 前立腺特異抗原検査（PSA）検査を受検する50歳以上の者

受検を希望する者は、検査当日に受付窓口に申し出ること。

8. 代表者日帰り人間ドック申込み後の健診機関変更について

申込み後に健診機関を変更する場合は、すでに申込みしている健診機関へ直接キャンセル連絡をし、再度上記「7. の(1)」により当健康保険組合に申込みすること。なお健診機関変更のための申込みである旨を備考欄へ記入すること。(例：変更分等)

9. 脳ドックの案内

日帰り人間ドックの申込者へ、脳ドックについて同日実施可能な健診機関を別紙4－4「健診機関のご案内（令和5年度）」により案内する。希望者は、「日帰り人間ドック申込書」の脳ドック希望欄へ記入することで申込みをすることができる。ただし、費用については全額自己負担とする。

10. 受検の方法

申込者は、実施機関からの通知を待って、指定日時に受検すること。なお、代表者等日帰り人間ドックを受検する者は、受検時に当健康保険組合発行の「受診カード」を窓口へ提出すること。